

令和8年度
町田なかよし保育園
(重要事項説明書)

1, 施設運営主体

事業者の名称	学校法人 矢口学園
事業者の所在地	東京都町田市高ヶ坂5丁目6番19号
事業者の連絡先	042-728-0321
代表者氏名	理事長 矢口政之

2, 施設の概要

種別	小規模保育事業所 (A型)			
名称	町田なかよし保育園			
所在地	東京都町田市原町田2-12-17			
電話番号	042(707)6226			
管理者名	袋井美穂			
利用定員	0歳児	1歳児	2歳児	合計
	0人	9人	10人	19人

3, 施設・設備の概要

敷地面積	391.72㎡		
園舎	構造	木造 2階建	1階部分181.26㎡ 2階部分118.62㎡
	延べ床面積	299.88㎡	
設備の概要	乳児室・ほふく室	36.3㎡	
	保育室・遊戯室	22.76㎡	
	調理室	5.58㎡	
	幼児用トイレ	14.04㎡	
設備の種類	床暖房・冷房機器		
屋外遊戯場	91.70㎡		

4, 職員体制

管理者(施設長)	保育の質の確保、管理運営等を行います。	1人
主任保育士	管理者の補佐及び保育の質の確保を担います。	1人以上
保育士	園児の保育を一体的に行います。	4人以上
栄養士	献立の作成、食育に関する活動を行います。	1人以上
調理員	献立に基づき調理業務を行います。	1人以上
事務員	会計等の業務や安全に関する準備を行います。	1人以上
嘱託医	園児の心身の健康管理及び相談に対応します。	1人
嘱託歯科医	園児の歯科健診及び相談、指導を行います。	1人

5, 保育を提供する日

開園日	月曜日から土曜日 ※土曜日は連携施設「高ヶ坂なかよし保育園」で保育を行います。
休園日	日曜日・祝日・12月29日から1月3日
開園時間	7:30から18:30

6, 保育を提供する時間

保育標準時間	保育時間	7:30から18:30
保育短時間	保育時間	8:00から16:00
	延長保育時間	7:30から 7:59 16:01から18:30

7, 施設の目的・運営方針

目的	本園は、子どもたちに良質な環境を提供し、個々の育ちに適応した内容の保育を行うことで、健やかな成長をお手伝いすることを目指します。
運営方針	子どもたちの最善の利益を第一に考え、その福祉を積極的に増進します。 子どもたちの意思及び人格を尊重し、常に子どもの立場に立った保育を提供します。 家庭や地域との結びつきを重視し、その支援に努めます。 行政機関、児童福祉施設、嘱託医等との連携を密にし、適切な支援体制を整えます。

8, 提供する保育等の内容

本園は、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成 26 年内閣府令第 39 号）、町田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の基準に関する条例（平成 26 年町田市条例第 35 号。以下「市運営基準条例」という。）家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 61 号）、町田市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例（平成 26 年町田市条例第 34 号。以下「市設備基準条例」という。）その他関係法令等を遵守し、保育所保育指針（平成 29 年告示）及び全体的な計画に沿って、乳幼児の発達に必要な保育を提供します。

① 養育の提供

本園では、前項 6 に記載する時間内で保育を提供します。

日々の生活や経験を通して基本的な生活習慣を身につけ、生活面の自立ができることを目的に保育を行います。また、遊びを通して社会性、認知力、創造性、感情、身体的発達を育むことを目指します。

② その他

一時預かり事業（一般型）・子育て支援事業・障害児保育等（統合保育事業）
未就園児預かり推進事業

9, 利用料金

利用者負担額	保護者が居住する市町村が定める利用料となります。
延長保育料	保育短時間児が延長保育を利用する場合 1 時間毎 3 0 0 円
実費負担	保育短時間児が 16 時以降に延長保育を利用する場合の補食代 5 0 円

10, 支払い方法

支払い方法	口座振替
支払期日	毎月 2 0 日に引き落としとなります。

11, 利用の開始及び終了

利用の開始	当園では、町田市等による利用調整により入園が決定した後、支給認定を受けた保護者の皆さまに本重要事項説明の内容をご確認いただき、ご同意をいただいたうえで保育を開始いたします。
-------	--

利用の終了	<p>当園では、以下の場合には保育の提供を終了します。</p> <p>① 利用児が2歳児の年度を終了した次の日。</p> <p>② 利用児の保護者が児童福祉法又は、子ども子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなった日。</p> <p>③ 保育料の納入が2ヶ月以上滞った時。</p> <p>④ その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じた時。</p>
-------	---

1 2, 給食の提供

提供方法	栄養士の指導のもと、自園調理の給食（一部搬入）及び補食を提供します。
提供を行う日	月曜日から土曜日
献立	栄養士が作成した献立を毎月おたよりでお知らせします。
食育の取り組み	「保育所における食育に関する指針」に基づき、生活全体を通じた食の体験を積み重ね、食事を楽しむ力を育てます。
アレルギー対応	<p>除去食及び代替食（ご家庭から持参の場合もあり）に対応します。</p> <p>食物アレルギーがある場合は必ずお申し出ください。医師の「生活管理指導表」をもとに施設長・主任・栄養士と面談のうえ、除去食などの対応を決定します。</p> <p>アレルギー、その他の事情により給食に配慮が必要な場合は、できる限り園児の状況に合わせますので、あらかじめご相談ください。</p>
衛生管理	<p>検食や日々の衛生管理、健康管理を徹底します。</p> <p>全職員が月1回の細菌検査を行います。</p>

1 3, 健康診断

<p>入園前健診を嘱託医により実施します。</p> <p>入園後は内科健診を年2回、歯科健診を年1回実施します。</p> <p>健診結果は乳児健康診断票、けんこうカードに記載し、保護者にお知らせします。</p> <p>歯科健診データ等は保健所に提供し、虫歯等の予防に努めます。</p>
--

1 4, 健康管理、病気の時の対応

<p>1 本園では、子どもに対して、市設備基準条例第17条に規定する利用開始時の健康診断及び少なくとも年2回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）の規定に準じて実施します。</p> <p>2 感染症や食中毒の発生、蔓延を防ぐため、国の「保健所における感染症対策ガイドライン」に則り、衛生管理を徹底し、予防に努めます。万が一発病した場合は園医に連絡し指示を仰ぎ、必要に応じて保健所等への連絡や対策班の設置を行います。</p>
--

15, 嘱託医

医師名	大谷 岳人
医療機関の名称	うみまちこどもクリニック
所在地	町田市旭町1丁目24-1 ままともプラザ町田2階
連絡先	電話番号042-724-0192

16, 嘱託歯科医

嘱託歯科医師	野川 雄一郎
医療機関の名称	のがわ歯科クリニック
所在地	町田市原町田2-5-1 パークヒルズ町田1階
連絡先	電話番号042-725-5752

17, 緊急時における対応

- 1 利用児の急な体調不良や緊急事態が生じた場合は、速やかに保護者へ連絡し、嘱託医または主治医へ相談します。
- 2 保育提供中に事故が発生した場合は、保護者及び町田市へ連絡し、必要な措置を講じます。
- 3 保育提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償の手続きを行います。

18, 非常災害時における対応

- 1 本園では非常災害時の計画を策定し、防火管理者を定め、通報体制や連携体制を整備しています。また、職員への周知、月1回以上の避難訓練、救出訓練を実施します。
- 2
 - ・警察署に直通の通報装置（学校110番）を設置しています。
 - ・園内にAEDを設置し、職員は研修を受講します。
 - ・ALSOKとの契約により保安警備体制を整えています。
 - ・正門はインターホン対応、各門は施錠を徹底します。
 - ・防犯訓練を警察署の指導のもと実施します。
 - ・非常時の避難場所は以下とします。
 - 一時避難場所：園庭
 - 第二避難場所：町田市立町田第二小学校
 - 状況に応じて避難場所を変更する場合は掲示版等で周知し、職員が待機します。
 - ・防災用品や備蓄品を定期的に管理、補充します。

19, 賠償責任保険

東京海上日動火災保険株式会社と契約しています。

賠償責任に関する補償「補償の内容」						
○…補償されます。 ×…補償されません。						
補償	変更点等	補償の有無	支払限度額		免責金額 1事故	特約等
			1事故	保険期間中		
施設・事業活動遂行事故		○	50,000万円	無制限	0円	財物損壊を伴わない使用不能特約 人格権・宣伝侵害事故補償特約 被害者治療費用補償特約
国外事業活動事故		○	1,000万円	無制限	0円	
財物損壊を伴わない使用不能損害事故		○	1,000万円	1,000万円	なし	
人格権・宣伝侵害事故		○	1,000万円	1,000万円	なし	
被害者治療費用 *		○	1,000万円	1,000万円	なし	
生産物・完成作業事故		○	50,000万円	50,000万円	0円	生産物・仕事の目的物損壊特約 財物損壊を伴わない使用不能特約 人格権・宣伝侵害事故補償特約 被害者治療費用補償特約
不良完成品事故		×				
生産物・仕事の目的物損壊事故		○	1,000万円	1,000万円	0円	
国外流出生産物事故		○	1,000万円	1,000万円	0円	
財物損壊を伴わない使用不能損害事故		○	1,000万円	1,000万円	なし	
人格権・宣伝侵害事故		○	1,000万円	1,000万円	なし	
被害者治療費用 *		○	1,000万円	1,000万円	なし	
管理下財物事故		○			0円	
管理自動車事故		×	1,000万円	1,000万円		管理下財物事故補償特約 管理下限定特約（自動車不担保） 管理下限定特約（リース不担保）
リースレンタル財物損壊事故		×				
リースレンタル財物盗取・詐欺事故		×				
国外管理下財物事故		○	1,000万円	1,000万円	0円	
支給財物事故		×				
現金・貴重品事故		○	1,000万円	1,000万円	0円	
自動車使用不能損害事故 *		×				
コインロッカー等収納品見舞費用 *		○	1,000万円	1,000万円	なし	
借用不動産損壊事故		×				
借用不動産修理費用		×				
事故対応費用 *		○	1,000万円	無制限	なし	事故対応費用補償特約
サイバー・情報漏えい事故		×				
サイバー・情報漏えい事故対応費用 *		×				
情報漏えい事故		×				
第三者請求事故		×				
情報漏えい対応費用 *		×				
リコール事故 *		×				

20, 虐待等の禁止

職員は、児童福祉施設最低基準第9条の2及び同第9条の3の規定に基づき、身体的苦痛や人格を傷つける行為を行いません。本園では虐待防止マニュアルや定期的なチェックを実施します。

21, 苦情相談受付

受付担当者	保育従事職員	(氏名) 永治江梨子
受付責任者	管理者	(氏名) 袋井美穂
連絡先	東京都町田市原町田2-12-17 電話042-707-6226 メールアドレス machida-nakayoshi@kogasaka.ac.jp	
第三者委員	社会福祉法人貴静会 理事長	(氏名) 小山貴好
	民生委員	(氏名) 鈴木志寿恵
受付目的	1 苦情に適切に対応し、利用者の理解と満足度の向上を図ります。 2 利用者の権利を擁護し、適切な福祉、保育利用を支援します。	
受付方法	苦情は直接、電話、メール、書面等により随時受け付けます。	

2 2, 業務の質の評価

自己評価	保育士等の自己評価及び保育所全体の自己評価を年1回以上行い、評価結果を公表します。
外部評価	3年に1回、外部評価機関へ業務評価を依頼し、その結果をホームページ等で公表します。

2 3, 個人情報

当園では個人情報に関して、下記の内容を掲げています。

なお、転園時には指導要録・健康診断表等の受け渡しを行います。

- ① 学校法人矢口学園に提出いただきました個人情報は、以下の目的で利用します。
 - ・ 保育環境の情報提供（名簿・緊急連絡票、おたより・園内外作品展示、写真展示）
その他保育目的と思われる書類関係活動、映像、写真、ホームページ、ブログなど
 - ・ 学校、福祉関係機関などや幼児教育機関や自治体等公共機関との連携
 - ・ 健康診断、既往歴などの情報共有、感染拡大防止を目的とした医療機関との連携
 - ・ 町田なかよし保育園保護者との連携
 - ・ 事務作業を目的とする金融機関、公共機関との連携
 - ・ 園内外活動への参加目的とした情報提供
 - ・ 園内外活動の紹介やおたよりなどへの写真の提供
 - ・ 保育活動の園外発表などにおける作品、写真等の展示
 - ・ 企業等からの業務委託を受けて行う情報開示
 - ・ 当法人内及び当園において行われる保育・教育実習への協力
 - ・ 教育学発展のための学術研究等への協力
 - ・ 外部監査機関への情報提供
 - ・ その他、高ヶ坂幼稚園との合同保育や「成瀬なかよし保育園」「高ヶ坂なかよし保育園」
との交流保育に必要と思われる場合
- ② 当園では、園児、保護者の方の個人情報を、法令に基づく正当な理由がある場合を除き、事前に本人の同意を得ることなく、第三者（上記関係者は除く）に提供はしません。
- ③ 当園では、市が認定した世帯所得に基づく毎月の基本保育料の金額についての情報は、給付事務に必要な範囲に限って利用します。
- ④ 当園は、個人情報を厳正な運用体制のもとで管理していきます。個人情報に関する質問等は学校法人 矢口学園 常務理事 矢口政仁までご連絡ください。

2 4, 守秘義務

- 1 職員は、業務上知り得た子ども及びその保護者の秘密を保持します。
- 2 子育て支援事業利用者の情報も同様に守秘します。
- 3 連携施設を利用する子ども及びその家族の秘密を保持します。
- 4 職員でなくなった後においても同様に秘密義務を負います。

2 5, 連携施設

施設の種類	幼稚園型認定こども園（単独型）
施設の名称	認定こども園高ヶ坂幼稚園
代表者	園長 矢口政仁
所在地	東京都町田市高ヶ坂5-6-19
連絡先	042-728-0321
連携内容	卒業後の受け皿・行事の参加に関する支援・合同保育に関する支援・後方支援等

2 6, 交流保育

① 交流保育の定義について

小規模保育所事業は、保育所・認定こども園・幼稚園と連携し「合同保育」をする事ができる。この合同保育と同様の内容を小規模保育所間で行う場合について「交流保育」と言う。

「交流保育」の保育内容については、町田市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例第6条（1）に規定される「保育の内容に関する支援」における「合同保育」を読み替えるものとする。

② 実施条件

交流保育を行う施設間において、覚え書き等の取り交わしを行います。

交流保育は同一法人内の小規模保育所間で行います。

交流保育を行う施設は1施設に固定します。

交流保育を行う施設において、避難訓練等を実施します。

交流保育を行う施設で給食を提供する場合、アレルギー等の対応を行います。

交流保育を行う施設において、保護者へ周知し同意を得ます。

交流保育を行う施設において、安全に移動できる体制を整えます。

交流保育の実施は19名を超えません。

交流保育中の乳幼児の人数において算出される職員配置基準を遵守します。

交流保育を行う曜日、時間帯等については、行政（町田市）へ届け出ます。